

○甲府市市民活動補償制度取扱要綱

平成2年4月1日

市第1号

(目的)

第1 この要綱は、市民団体等が行う市民活動中の事故について、市民活動補償制度をもってこれを補償することにより、市民活動の健全な発展を図るとともに地域社会の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民団体等 市内に活動の拠点を置く自主的に構成された団体をいう。ただし、災害救援活動については市内外を問わず災害救援活動を行う甲府市の住民基本台帳に記載されている者（以下「市民」という。）又は市内において災害救援活動を行う市民以外の者でいずれも氏名等を本市に登録をした者とする。
- (2) 市民活動 市民団体等が報酬（実費弁償又は謝礼を除く。謝礼とは、社会通念上のお礼程度の金額であり、労働の対価としての報酬でないものをいう。）を受けないで、日本国内において行う地域社会活動、青少年健全育成活動、社会福祉活動、社会教育活動、災害救援活動等の継続的、計画的又は臨時的の公益性のある直接的活動で、おおむね別表第1に掲げるものをいう。ただし、政治、宗教及び営利を目的とするものを除く。
- (3) 指導者等 市民団体等において、市民活動の計画立案及び運営の指導者的地位にある者若しくはこれに準ずる者又は市民活動を実践している者をいう。
- (4) 参加者 市民活動に直接参加する者をいう。ただし、指導者等、施設の単なる利用者及び自発性のない者（乳幼児等）は除く。

(保険契約)

第3 市民活動補償制度を実施運営するために、市が保険会社と保険契約を締結する。

2 前項の規定による保険契約（以下「保険契約」という。）に要する費用は、市が負担する。

(補償制度対象事故)

第4 市民活動補償制度の対象となる事故の種類及び意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 損害賠償責任事故 市民活動（ただし、災害救援活動を除く。）に起因して参加者又は第三者の生命、身体又は財物に損害が生じた場合において、当該市民団体等又は指導者等が被害者から損害賠償を求められ、法律上の賠償責任を負う事故をいう。
- (2) 傷害事故 市民活動中に発生した偶然な外来の事故（熱中症及び細菌性・ウイルス性食中毒（以下これらを「熱中症等」という。）を含む。）で、指導者等又は参加者（地域社会活動、社会福祉活動又は災害救援活動の参加者に限る。）が死亡又は負傷したものをいう。
- (3) 特定疾病事故 市民活動中に発症した疾病を原因として、指導者等又は参加者が死亡した事故で、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 急性心疾患（心筋こうそく、急性心不全等）又は急性脳疾患（くも膜下出血、脳内出血等）を原因として死亡し、又は発症し、かつ、病院に搬送されそのまま退院することなく30日以内に死亡した場合
 - イ アに記載する疾病以外の疾病（熱中症等を除く。）を発症し、24時間以内に死亡したことが医師の診断により明らかであって、かつ、死亡原因となる疾病名が特定できる場合。ただし、急性アルコール中毒及び麻薬中毒その他公序良俗に反する行為により発症したものを除く。

2 前項第2号及び第3号に定める市民活動には、集合、出発又は解散場所と住居との通常の経路の往復を含むものとする。

3 第1項（第1号を除く。）及び前項の規定は、市（市が設立した法人を含む。）が行う事業又は活動のうち市民活動に類する活動（概ね別表第2に掲げるもの）中に発生した事故について準用する。

(適用除外)

第5 第4の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民活動補償制度による補償の対象としない。

- (1) 次に掲げるものに係る損害賠償責任事故

- ア 市民団体等又は指導者等の故意
- イ 戦争、変乱、暴動等の政治的又は社会的騒じょう及び労働争議
- ウ 地震、噴火、洪水、津波又は高潮
- エ 市民団体等又は指導者等の同居の親族に対して負担する賠償責任
- オ 市民団体等又は指導者等が占有し、使用し、若しくは管理する車両又は施設外における動物に起因して負担する賠償責任
- カ 施設の建設、改築、改造、修理等の工事に起因して負担する賠償責任
- キ 狩猟に起因して負担する賠償責任

(2) 次に掲げるものに係る傷害事故又は特定疾病事故

- ア 指導者等又は参加者の故意
- イ 戦争、変乱、暴動
- ウ 地震、噴火又はこれらによる津波
- エ 指導者等又は参加者の脳疾患、疾病（熱中症等及び特定疾病を除く。）心神喪失
- オ 指導者等又は参加者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為
- カ 他覚症状のないむちうち症や腰痛
- キ 指導者等又は参加者の無資格運転や酒酔い運転

(3) 前2号に掲げるもののほか、保険契約に係る保険約款において補償の対象とされていないもの

(補償の種類等)

第6 市民活動補償制度による損害賠償責任事故に係る補償の種類及びその内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 身体賠償責任事故補償 参加者又は第三者の生命又は身体に係る損害賠償責任を負った場合に行う。
- (2) 財物賠償責任事故補償 参加者又は第三者の財物（次号に掲げる財物を除く。）に係る損害賠償責任を負った場合に行う。
- (3) 保管物賠償責任補償 市民活動中に預かり、又は保管している参加者若しくは第三者の財物に係る損害賠償責任を負った場合に行う。

2 前項各号に掲げる補償は、次に掲げる費用について行う。

- (1) 被害者に支払うべき治療費、通院交通費、入院諸雑費、休業損失補償費、葬儀費、死亡による逸失利益、慰謝料、物の修理代及びその他これらに類する費用で、損害賠償金として支払うべきもの
 - (2) 第3に定める保険契約を締結した保険会社（以下「保険会社」という。）の承認を得て支出した訴訟、仲裁、和解又は調停のための費用
 - (3) 損害防止若しくは軽減のため有益と認められる応急措置又は緊急措置のための費用
 - (4) 保険会社が直接被害者と折衝を行う場合に保険会社に協力するために支出した費用
- 3 市民活動補償制度による傷害事故に係る補償の種類及びその内容は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 死亡補償 指導者等及び参加者が、傷害事故を原因として当該事故の日から180日以内に死亡した場合に行う。
 - (2) 後遺障害補償 指導者等及び参加者が傷害事故を原因として当該事故の日から180日以内に後遺障害を生じた場合に行う。
 - (3) 入院補償 指導者等及び参加者が、傷害事故を原因として生活機能又は業務能力の滅失を来した場合においてその治療のため入院したときに行う。
 - (4) 手術補償 入院補償が行われる場合、指導者等及び参加者が、その障害の治療のため保険契約に係る保険約款に定める手術を受けたときに行う。
 - (5) 通院補償 指導者等及び参加者が、傷害事故を原因として生活機能又は業務能力の減少を来した場合においてその治療のため通院（骨折等の傷害を被った部位を固定するために医師の指示によりギプス等（シーネ固定等容易に取り外しが可能な固定器具を除く。）を常時装着した結果、平常の業務に従事すること又は平常の生活に著しい支障が生じたと医師の診断等により認められた場合を含む。第8第5号において同じ。）したときに行う。
- 4 市民活動補償制度による特定疾病事故に係る補償は、特定疾病事故を直接の原因として死亡した場合に行う。
- （損害賠償責任事故の補償限度額）
- 第7 市民活動補償制度による損害賠償責任事故に係る補償金額は1事故につき5,000円

を超える部分のうち、次の各号に掲げる補償の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

(1) 身体賠償

1人につき 1億円

1事故につき 3億円

(2) 財物賠償 1事故につき 300万円

(3) 保管物賠償 1事故につき 300万円

- 2 前項の規定にかかわらず、同項第1号及び第2号に掲げる補償のうち、市民団体等が市民活動中に製造し、販売し、若しくは提供した財物が他人に引き渡された後にその品質、取扱い等によって生じた事故又は市民活動の作業が完了し、若しくは放棄された後にその作業の結果によって生じた事故に係る補償にあつては、それぞれ同項第1号及び第2号に定める1事故に係る額を1保険期間中における限度額とし、同項第3号に掲げる補償にあつては、1,000万円を1保険期間中における限度額とする。

(傷害事故に係る補償金額等)

第8 傷害事故に係る補償金額は、次の各号に掲げる補償の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 死亡補償 当該指導者等及び参加者の法定相続人に対し300万円（熱中症等については200万円）を支給する。

(2) 後遺障害補償 一時金として300万円（熱中症等については200万円）を限度として、障害の程度に応じて保険契約に係る保険約款に定める額を支給する。

(3) 入院補償 入院日数に応じ、当該負傷の日から180日を限度として、1日につき3,000円を支給する。

(4) 手術補償 1回の手術に限り、手術の種類に応じて、保険契約に係る保険約款に定める額を支給する。

(5) 通院補償 通院日数に応じ、当該負傷の日から180日目に当る日までの間において90日を限度として、1日につき2,000円を支給する。

(特定疾病事故に係る補償金の額)

第9 特定疾病事故に係る補償の金額は、死亡弔慰金として50万円を支給する。

(事故報告)

第10 市民団体等は、第4に定める事故が発生し、市民活動補償制度の適用を受けようとするときは、速やかに甲府市市民活動補償制度事故報告書（第1号様式。以下「報告書」という。）により市長に報告しなければならない。

(証明書の交付等)

第11 市長は、報告書が提出された場合において当該事故が市民活動に起因して発生したものであると認めるときは、甲府市市民活動補償制度事故証明書（第2号様式。以下「証明書」という。）を保険会社に交付するものとする。

2 市長は、前項に定める場合において必要があると認めるときは、第11に定める甲府市市民活動事故判定委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。

(委員会)

第12 第11第2項の規定による意見聴取のため委員会を設置する。

2 委員会は、委員長、副委員長、委員及び臨時委員をもって組織する。

3 委員長は副市長を、副委員長は市民部長の職にある者をもって充てる。

4 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 総務部長

(2) 教育委員会教育部長

5 臨時委員は、当該事業に係る市民団体等の事務を所管する部等及び課等の長その他必要と認める者をもって充てる。

6 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

7 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

(委員会の会議等)

第13 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 第11及び前2項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

(請求手続き)

第14 損害賠償責任事故に係る補償金の請求は、指導者等と被害者との間で法律上の問

題が解決した後、当該市民団体等又は指導者等が保険会社の指定する請求書に必要な書類を添付して市に提出するものとする。

- 2 傷害事故に係る補償金の請求は、第6第3項第1号の補償にあつては当該指導者等又は参加者の法定相続人が、同項第2号から第5号までの補償にあつては当該指導者等又は参加者が所定の請求書に必要な書類を添付して市に提出するものとする。
- 3 補償金を請求する場合において、第6第3項第2号の補償に係る請求は当該障害の症状が固定した後に、第6第3項第3号から第5号までの補償に係る請求は、障害を負った日から180日を経過した日又は退院した日のいずれか早い日以降に行うものとする。
- 4 特定疾病事故に係る弔慰金の請求は、当該指導者等又は参加者の法定相続人が所定の請求書に必要な書類を添付して市に提出するものとする。

(保険金の支払方法)

第15 市長は、第14の規定による請求があつたときは、その事実を確認をした後、その請求のうち補償金相当分を保険会社に請求しなければならない。

- 2 保険会社は、前項の請求があつたときは、補償金額の範囲内において、補償金を市が指定した金融機関の口座に振り込むものとする。

(支払通知)

第16 保険会社は、第15の規定により補償金を振り込んだときは、速やかに支払通知書を市長及び補償金請求者に送付しなければならない。

(市民活動補償制度に係る事務の所管)

第17 第10に定める報告書の受付等に関する事務は、当該市民団体等に係る事務を所管する課等において処理する。

- 2 保険会社との折衝及び前項に定める課等との調整に関する事務は、市民部市民協働室市民対話課において処理する。

(その他)

第18 この要綱に定めるもののほか、市民活動補償制度の取り扱いについては、保険契約に適用される約款及び特約条項の定めるところによる。

- 2 前項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成2年4月1日から施行する。
(保険期間の特例)
- 2 平成2年度に限り、第4中「毎年4月1日午後4時」とあるのは「平成2年4月1日午前0時」とする。
 - 附 則
この要綱は、平成3年4月1日から施行する。
 - 附 則
この要綱は、平成4年4月1日から施行する。
 - 附 則
この要綱は、平成6年4月1日から施行する。
 - 附 則
この要綱は、平成8年4月1日から施行する。
 - 附 則
この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
 - 附 則
この要綱は、平成11年5月26日から施行する。
 - 附 則
この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
 - 附 則
この要綱は、平成15年7月15日から施行し、平成15年4月1日から適用する。
 - 附 則
この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
 - 附 則
この要綱は、平成17年5月1日から施行する。
 - 附 則
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
 - 附 則
この要綱は、平成22年5月1日から施行する。
 - 附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

別表第1（第2、第4関係）

活動名	活動の具体例
地域社会活動	自治会活動、21世紀のまちづくり協議会の活動、悠遊館運営協議会の活動、防犯活動、防火・防災活動、清掃活動（道路、河川、公園、排水溝その他公共又は公共的施設の清掃）、資源ゴミの回収、草刈り、リサイクル運動、交通安全活動、不法駐車駐輪追放活動、害虫防除・駆除の環境衛生活動、献血奨励、市民検診手伝い等の地域保健、衛生活動、盆踊り、町内会祭り、町内運動会、町内報の発行、回覧掲示板取付け、研修会、募金活動、市民祭り、PTAが行う公益活動及びこれらの活動のための準備活動
青少年健全育成活動	子供会活動、ボーイスカウト、ガールスカウト等地域の青少年団体等の指導育成活動、家庭・地域文庫活動、非行防止パトロール等の活動（準備活動を含む。）
社会福祉活動	社会福祉施設援護活動（建物の修理、樹木等の手入れ・清掃、リハビリテーション訓練の手伝い、行事手伝い、習い事指導、慰問、通園の送迎の介助、託児、カウンセリング、点訳、リーディングサービス、手話等）、在宅老人、身障者等のホームヘルプ、ガイドヘルプ、手話通訳、就労・社会復帰のための援護活動及びこれらの活動のための準備活動
社会教育活動	スポーツ・レクリエーション活動（野球、ソフトボール、バドミントン、卓球、テニス、水泳、バレーボール、弓道、柔道、空手、拳法、剣道、合気道、ボクシング、サイクリング、バスケットボール、ハンドボール、キックベースボール、な

	<p>ぎなた、ユニホック、レスリング、ヨット、サーフィン、ウインドサーフィン、ラグビー、ボーリング、スキー、アーチェリー、アメリカンフットボール、ホッケー、カヌー、ライフル射撃、相撲、ハイキング、オリエンテーリング、サッカー、ドッジボール、駅伝大会、歩こう会、ラジオ体操、ゲートボール、マラソン大会、キャンプ、体力テスト、たこ揚げ大会、身障者スポーツ大会、健康体操等)、文化活動(料理、コーラス、コンサート、映画上映、絵画、華道、茶道、ダンス、民謡・踊り、歌謡、俳句、盆栽、演劇、各種学習講座、社会見学、講演会、講習会、研修会、研究会等)</p>
災害救援活動	<p>災害(地震、噴火、津波を含む。)発生の際の復旧、救助、救護、救援、支援等の活動(がれきの撤去、物資の仕分け、避難所の管理、輸送、警備等)</p>

別表第2 (第4関係)

活動名	活動の具体例
地域社会活動	ごみ減量運動、河川クリーン作戦、防災訓練
青少年健全育成活動	
社会福祉活動	
市からの委嘱又は依頼による 会議等への参加活動	市政モニター会議等

第1号様式(第10関係)

甲府市市民活動補償制度事故報告書

年 月 日

甲府市長 様

団体名
指導者・代表者等 印
住所
電話

市民活動中に次の事故が発生しましたので、甲府市市民活動補償制度の適用を受けたく報告いたします。

事故種別	1 損害賠償責任事故	2 傷害事故	3 特定疾病事故
事故発生日時	年 月 日 午前 午後 時 分頃		
事故発生場所	所在地	施設名	
当日の指導者等 住所・氏名	住所 氏名	電話	
	住所 氏名	電話	
当日の活動名			
負傷者・死亡者 又は被害者	住所 氏名	電話 性別 男 女	年齢 歳
	保護者氏名(未成年者のみ)		指導者 参加者
身体障害又は特定疾病の状況	傷病名 治療期間 入院 年 月 日～ 年 月 日(延 日間)確定・見込 通院 年 月 日～ 年 月 日(延 日間)確定・見込 病院名 1 所在地 電話 病院名 2 所在地 電話		
財物損害の状況	財物名・所在地 損害額	円 確定 見込	
事故発生の状況	事故発生の状況	参考	

※添付書類

- 1 団体の概要を把握できる資料
- 2 事故発生状況などが説明できる資料
- 3 当日の指導者、責任者及び参加者の名簿
- 4 交通事故証明書(交通事故の場合のみ)

第2号様式(第11関係)

甲府市市民活動補償制度事故証明書

年 月 日

様

甲府市長

次の事故は、市民活動中の事故と認め証明いたします。

事故種別	1 損害賠償責任事故 2 傷害事故 3 特定疾病事故		
事故発生日時	年 月 日	午前 午後	時 分頃
事故発生場所	所在地	施設名	
当日の指導者等 住所・氏名	住所 氏名	電話 性別 男 女	年齢 歳
	住所 氏名	電話 性別 男 女	年齢 歳
当日の活動名			
負傷者(死亡者) 又は被害者	住所 氏名	電話 性別 男 女	年齢 歳
	保護者氏名(未成年者のみ)		指導者 参加者
身体障害又は特 定疾病の状況	傷病名		
	治療期間 入院 年 月 日～ 年 月 日(延 日間)確定・見込 通院 年 月 日～ 年 月 日(延 日間)確定・見込		
	病院名 1	所在地 電話	
	病院名 2	所在地 電話	
財物損害の状況	財物名・所在地 損害額	円	確定 見込
事故発生の状況	事故発生の状況	参考	